

毎週月・水・金曜日発行

# 富山県報

令和6年3月30日

土曜日

号外

## 目次

<b>条 例</b>	
○富山県税条例の一部を改正する条例	1
○過疎地域等における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例	2
<b>規 則</b>	
○富山県税条例施行規則の一部を改正する規則	3

## 条 例

富山県税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年3月30日

富山県知事 新 田 八 朗

### 富山県条例第45号

富山県税条例の一部を改正する条例

富山県税条例（昭和29年富山県条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第1条の2の3中「附則第4条の4第1項」を「附則第4条の5第1項」に改める。

附則第3条の2の次に次の2条を加える。

（令和6年度分の個人の県民税の特別控除）

**第3条の3** 令和6年度分の個人の県民税に限り、法附則第5条の8第2項に規定するところにより算定した県民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が18,050,000円以下である所得割の納税義務者（次条において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第36条から第38条まで、附則第2条第1項、附則第3条の2第1項及び附則第5条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

（令和7年度分の個人の県民税の特別控除）

**第3条の4** 令和7年度分の個人の県民税に限り、法附則第5条の12第2項に規定するところにより算定した県民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、特別税額控除対象納税義務者（同一生計配偶者（控除対象配偶者及び法第34条第8項の規定による判定をするときの現況において法の施行地に住所を有しない者を除く。）を有するものに限る。）の第36条から第38条まで、附則第2条第1項、附則第3条の2第1項及び附則第5条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。附則第5条の6中「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。附則第5条の7、附則第5条の8並びに附則第6条の5第1項及び第2項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。附則第9条第1項及び第2項並びに附則第9条の2第1項中「令和6年3月31日」を「令和11年3月31日」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(税 務 課)

過疎地域等における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年3月30日

富山県知事 新 田 八 朗

#### 富山県条例第46号

過疎地域等における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

過疎地域等における県税の特別措置に関する条例（昭和39年富山県条例第75号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項各号列記以外の部分中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

第4条の2第1項各号列記以外の部分及び第2項各号列記以外の部分中「令和6

年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

附則第6項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(税務課)

規 則

富山県税条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月30日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県規則第31号

富山県税条例施行規則の一部を改正する規則

富山県税条例施行規則（昭和29年富山県規則第27号）の一部を次のように改正する。

第43号様式(5)中「法人事業税 特別法人事業税 地方法人特別税」を「法人事業税 特別法人事業税」に改める。

第47号様式の2(1)中

「4 添付書類（1の「所有形態」欄に応じて、次の書類を添付してください。）

Table with 4 columns: 所有形態欄が「1」の場合, 所有形態欄が「2」の場合, 所有形態欄が「3」の場合, 所有形態欄が「4」の場合. Rows include checkboxes for vehicle inspection certificates, disability handbooks, license copies, and various proof documents like resident registration certificates and medical certificates.

5 新たに取得する自動車の概要（新たに取得する自動車で減免を受けようとする場合のみ記入してください。）

を

「4 新たに取得する自動車の概要（新たに取得する自動車で減免を受けようとする場合のみ記入してください。）

に、

「上記事項に係る連絡先（販売店名・電話番号・担当者名） \_\_\_\_\_

※ 処 理 事 項	整理番号	手帳等	有・無	年度減免車	自動車税額
		住民票	有・無	登録番号	円
		証明書	有・無		自動車取得税額
		免許証	有・無	年 月 日 担当者印	円

を

「上記事項に係る連絡先（販売店名・電話番号・担当者名） \_\_\_\_\_

県税事務所記入欄ですので、記入しないでください。

整理番号	手帳等	有・無	年度減免車	自動車税額
	住民票	有・無	登録番号	円
	証明書	有・無		自動車取得税額
	免許証	有・無	年 月 日 担当者印	円

に改め、同様式の備考の1中「※処理事項」欄は、記載しないでください」を「減免の要件に該当することを証明する書類を添付してください」に改める。

第57号様式の2及び第58号様式を次のように改める。

第57号様式の2（第40条関係）

年度 個人県民税払込額報告書（ 年 月分）

年 月 日払込

富山県総合県税事務所長 殿

市町村長

次のとおり報告します。

区分		県民税と市町村民税及び 森林環境税の徴収額(住 民税額等)		県民税払込額				森林環境税払込額			
		当月	累計	当月	調整額 (過不足額)	当月払い込 む額	累計	当月	調整額 (過不足額)	当月払い込 む額	累計
現年課税 分	本税	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	延滞金										
	過少申告 加算金										
	不申告加 算金										
	重加算金										
	小計										
滞納繰越 分	本税										
合計											

備考

- この報告書は、県へ個人県民税を払い込むと同時に、総合県税事務所長へ提出してください。また、調整額により、県へ払い込む額がなくなり、累計が変わる場合にも提出してください。
- 「年 月分」は、市町村で住民税及び森林環境税を徴収した年月を記入してください。
- 「調整額（過不足額）」欄及び「当月払い込む額」欄は、調整する額がある場合のみ記入してください。
- 「県民税払込額」欄の当月の合計額又は当月払い込む額の合計額は、県民税払込額と一致します。
- 「現年課税分」欄には、当該年度に徴収すべき課税額のうち、滞納繰越分を除くものを記入してください。

第58号様式（第40条関係）

年度分県民税決定報告書											年 月 日	
富山県総合県税事務所長 殿										市町村長		
富山県税条例第42条第1項の規定により、次のとおり報告します。												
区分	県民税			市町村民税			森林環境税			合計		
	普通徴収	特別徴収	計	普通徴収	特別徴収	計	普通徴収	特別徴収	計			
当該年度分の納税義務者	均等割のみのもの		人	人	人	人	人	人	人	人		
	所得割のみのもの											
	均等割と所得割の合算のもの											
	計											
当該年度調定額	前年度分の住民税額等	所得割のみのもの		円	円	円	円	円	円	円	円	
		均等割と所得割の合算のもの	均等割									
			所得割									
		計							円	円	円	
	当該年度分の住民税額等	均等割のみのもの										
		所得割のみのもの										
		均等割と所得割の合算のもの	均等割									
			所得割									
	計											
	合計				①					②	③	
県民税特定按分率			$\frac{①}{③}$									
森林環境税特定按分率			$\frac{②}{③}$									
翌年度調定額	当該年度分の住民税額等	所得割のみのもの										
		均等割と所得割の合算のもの	均等割									
			所得割									
		計										
参考事項												
備考			<p>1 この報告書は、6月30日までに提出すること。</p> <p>2 特定按分率は、少数点以下第3位まで算出し、第4位以下は切り捨てること。</p> <p>3 富山県税条例第43条の2の規定によって課税した「退職所得に係る分離課税額」は、含めないこと。</p>									

第59号様式及び第60号様式を次のように改める。

---

第59号様式（第40条関係）

年度分県民税変更報告書								年 月 日	
富山県総合県税事務所長 殿						市町村長			
富山県税条例第42条第2項の規定により、次のとおり報告します。									
区分			県民税		市町村民税		森林環境税		合計
			納税義務者数	税額	納税義務者数	税額	納税義務者数	税額	
当初決定額	前年度の住民税額等	所得割のみのもの		/	円	/	円	/	円
		均等割と所得割の合算のもの	均等割	/		/		/	
			所得割	/		/		/	
		計		/		/		/	円
	当該年度分の住民税額等	均等割のみのもの			人		人	/	
		所得割のみのもの						/	
		均等割と所得割の合算のもの	均等割					/	
			所得割					/	
	計						/		
	合計				(ア)			(イ)	(ウ)
	前年度の住民税額等	所得割のみのもの		/	円	/	円	/	円
		均等割と所得割の合算のもの	均等割	/		/		/	
			所得割	/		/		/	
		計		/		/		/	円

変更後の決定額	当該年度調定額	当該年度分の住民税額等	均等割のみのもの	人	人					
			所得割のみのもの	分離課税に係る所得割以外のもの						
				分離課税に係る所得割						
			均等割と所得割の合算のもの	均等割						
				所得割						
			計							
合計		(エ)				(オ)	(カ)			
県民税特定按分率		$\frac{(ア)}{(ウ)}$				県民税 払込済額				
県民税按分率		$\frac{(エ)}{(カ)}$				県民税 要払込額				
森林環境税特定按分率		$\frac{(イ)}{(ウ)}$				森林環境税 払込済額				
森林環境税按分率		$\frac{(オ)}{(カ)}$				森林環境税 要払込額				
						森林環境税 差引払込過不足額				
翌年度調定額	当該年度分の住民税額等	所得割のみのもの								
		均等割と所得割の合算のもの	均等割							
			所得割							
		計								
参考事項										
備考			1 この報告は、当該年度の3月31日現在で作成し、当該年度の翌年度の4月30日までに提出すること。 2 (ウ)の金額と(カ)の金額に1割以上の増減がある場合は、その理由と金額等参考となるべき事項を「参考事項」欄に記載すること。							

第60号様式 (第40条関係)

区分	年度 個人 県民 税 滞 納 状 況 報 告 書																				
	調定済分						滞納額の内訳														
	当初調定 分又は滞 納繰越分		増		減		計		収入済額		払込済額		過不足額		不納欠損 額		還付未済 額		滞納額 (E)-(F)- (H)+(I)		
	件数	税額	件数																		
現年課税分	県民税、市町村 民税及び森林 課税の合計額																				
滞納繰越分	県民税、市町村 民税及び森林 課税の合計額																				
合計	県民税、市町村 民税及び森林 課税の合計額																				

富山県税条例第42条第4項の規定により、上記のとおり報告します。  
 富山県総合県政事務所 課 長  
 備考 この報告書は、毎年6月30日までに提出すること。

---

第79号様式(1)備考1及び4中「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の富山県税条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(税 務 課)

---

